

令和5年度 善意銀行運営事業

助成事業を募集します！！

区内で実施する高齢者福祉・障がい者（児）福祉・児童の各分野において地域福祉の増進を図ることを目的とし、令和5年度に完了する事業で、善意銀行の助成を希望する団体を募集します。



地域で集える場の
運営費として



福祉ボランティア
活動の活動費として

都島区の福祉活動
に活用してほしい！と、いただ
いた寄付を払出して
います。

受付期間 令和5年4月3日（月）～4月28日（金）

助成金額 1事業につき上限40,000円

対象団体 区内の地域社会福祉協議会・福祉関係施設・NPO法人など

申請方法 必要書類を都島区社会福祉協議会事務局へ提出してください。

問い合わせ

都島区社会福祉協議会 地域支援担当

住 所：都島区都島本通3-12-31

電 話：06-6929-9500

FAX：06-6929-9504

詳しくは裏面を
ご覧ください。

令和5年度 善意銀行助成募集について

善意銀行とは、地域福祉活動に対しご寄付いただいた預託（寄付）を払出し、福祉活動に活用いただき、住み良いまちづくりを目指す事業です。趣旨をご理解いただいた上で申請いただきますようお願いいたします。

【対象団体】 区内の地域社会福祉協議会、福祉関係施設、NPO法人など

【助成金額】

- ・ 1事業につき上限40,000円
- ・ 1団体に払出ができるのは、年1回3事業までとなります。
- ・ 同じ事業に対して複数の団体から申請をすることはできません。
- ・ 生涯学習ルーム事業、はぐくみネット事業、学校体育施設開放事業については対象外です。
- ・ 同じ申請内容で、他の助成金を受けている・受ける予定がある団体は対象外とします。

【対象経費】 助成金で使える経費は決まりがあります。詳しくは別紙をご覧ください。

- ①一般グループが実施する事業
- ②子育てサロン・高齢者食事サービス活動などが実施する事業
(地域活動協議会・まちづくり協議会構成団体)

①・②によって異なります。

【受付期間】 令和5年4月3日(月)～4月28日(金)

【申請方法】 必要書類を都島区社会福祉協議会事務局へ提出してください。
(ホームページからもダウンロードできます)
・新たに申請される団体については申請書の作成を行う前に社会福祉協議会へご相談ください。

【申請書類】

- 申請書（指定の様式はホームページまたは事務所で配布しています。）
- 事業計画書
- 予算書
- グループの名簿
- 申請事業の概要がわかる資料
- 団体・グループの概要がわかる資料

・配分が決定した際は振込で配分するため、団体の通帳が必要となります。

【審査】 善意銀行運営委員会で審査し、払出を決定します。
受付期間終了後、45日以内に通知します。
・結果については一部減額または払出できない場合もあります。

【報告】 交付決定団体については、事業終了後指定の報告書を提出していただきます。

【お問い合わせ・申請窓口】

都島区社会福祉協議会 地域支援担当

・住所：都島区都島本通3-12-31 ふれあいセンター都島内

・電話：06-6929-9500 ・ファックス：06-6929-9504

申請 (4月3日～28日)

審査 (5月～6月ごろ)

交付 (6月下旬ごろ)

報告 (事業実施後)



▲都島区社協
ホームページ